研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 2 年 7 月 3 日現在

機関番号: 34416

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2019

課題番号: 16K03452

研究課題名(和文)商品デザインの保護に関する知的財産法横断的考察 競争政策を手掛かりに

研究課題名(英文)The Protection of Product Design by various IP Laws

研究代表者

泉 克幸(IZUMI, Katsuyuki)

関西大学・総合情報学部・教授

研究者番号:00232356

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文):本研究の目的は商品デザインの保護に関する諸問題を検討し、解明することである。商品デザインを保護する法律には意匠法、著作権法、商標法、不正競争防止法などがある。本研究では、各法律の関係を意識して検討を行った。具体的には(1)著作権法と意匠法の棲み分けの問題、(2)商品デザインを標識法(商標法)で保護することの問題、(3)規制の根拠を「混同」に求めるのか「不正競争」に求めるのか、(4)機能の観点から他人の利用が許される商品デザイン、という4つの個別テーマである。本研究を通じ、これらの問題をある程度解明し、いくつかの成果を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 商品デザインは、商品の売れ行きを左右する重要なファクターの1つである。商品デザインを保護する法律には 様々なものがある。各法律による保護にはメリットおよびデメリットが含まれ、また、様々な法的論点も存在す る。これらのことについては、従来の研究でも検討がなされてきたが、各法律に横断的な問題、あるいは、各法 律の関係に関する問題については必ずしも明確にされてこなかった。 本研究ではこのような視点に立ち、上記「研究成果の概要」で示した4つの個別テーマに焦点を当てて研究を 実施し、いくつかの成果を公表した。本研究およびその成果は、知的財産法の解釈および企業活動に一定の寄与 を果たすものである。

研究成果の概要(英文): The main purpose of this research plan is to explore and clarify some issues about legal protecition of product design. Product design is protected by design law, copyright law, trademark law, unfair competition prevention law and so on. This research plan was performed while paying attention to relationship of each law. Those are (1)compartmentalization between copyright law and design law, (2)problem of protection by signal law (trademark law), (3) is the ground of protection confusin or unfair competition?, and (4)acceptable use reason from the point of view of function. Through this research plan, these topics were made clear to a certain degree and some articles were published.

研究分野: 知的財産法

キーワード: 商品デザイン 不正競争 著作権 意匠 商標

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1.研究開始当初の背景

(1)優れた商品デザインは強い「顧客吸引力」を有している。それゆえ、商品デザインの適切な管理あるいは研究・開発は企業にとって重要な経営戦略の1つといえる。商品デザインの管理・研究・開発には時間や金銭等の多大な「コスト」が必要である反面、その模倣(コピー)は容易であり、また、安価になすことが可能である場合が多い。それゆえ、商品デザインを適切に保護することが必要となる。商品デザインを保護対象とする代表的な知的財産法には、意匠法、著作権法、不正競争防止法(以下「不競法」)商標法がある。本研究は商品デザインの保護の可能性やその範囲について、これら知的財産法ごとに個別に分析・検討するのではなく、他の法律あるいは法制度との関係も考慮に入れ、横断的に考察するものである。具体的には4つのテーマを検討する。

(2)第1に、著作権法と意匠法の棲み分けの問題(テーマー)である。従来、著作権法と意匠 法の重複適用には、人格権の有無、保護期間の相異、審査の有無、保護範囲を始めとする効果の 違いなどから全面的かつ重大な抵触が生じ、慎重な態度が必要と理解されてきた(中山信弘『著 作権法[2版]。166-167頁等)、判例も、幼児用椅子のデザインの著作物性が争われたトリップ・ トラップ (TRIPP TRAPP) 事件の1審 (東京地判平成26年4月17日裁判所HP) は、「著作 権法による保護と意匠法による保護との適切な調和」を考慮に入れた上で、当該椅子のデザイン の著作物性を否定していた。しかし、控訴審(知財高判平成27年4月14日最高裁HP)はこ れを覆し、当該幼児用椅子の著作物性を肯定する判断を示した。その際、著作権法と意匠法の重 複適用は相当ではないとの被告側の主張を斥けている。本控訴審判決は、今後、商品デザインの 保護について重大な影響を及ぼすものと思われる。第2に、商品デザインを商標法で保護するこ との問題(テーマー)である。この問題は平成8年商標法改正により、立体商標制度が採り入れ られたことにより現実化・深刻化した。すなわち、商標法は「企業の信用の保護」および「需要 者の誤認混同の防止」という基本機能を有する標識法の1つであり、創作のインセンティブ付与 のために有期限の独占を認める創作法(意匠法、著作権法)とは基本原理が異なっているので、 商標法による登録を認めると当該商標の絶対的な独占権が半永久的に存続し、形状についての デザインの解放を認めないことの弊害が生ずるという問題である(小野昌延 = 三山峻司 『新・商 標法概説〔2版〕』31 頁等)。この問題は、これまで立体商標の登録段階の問題として議論され てきたが、最近、侵害事件としてエルメス立体商標事件(東京地判平成 26 年 5 月 21 日最高裁 HP)が登場した。申請者は本事件の評釈である研究業績2において、立体商標については権利 の効力の適切な範囲の画定が、登録の場面以上に侵害の場面でシビアに現れる旨の指摘を行っ た。同事件を契機に、商品デザインを立体商標として保護することの是非やその範囲についての 議論が高まることが予想される。第3は、規制の根拠を「混同」に求めるのか「不正使用」に求 めるのかの問題(テーマ)である。商標権の保護範囲は登録商標と類似の商標にまで及ぶが(商 標 37 条1項)、商標の類似の判断は出所の混同のおそれの有無で決しようというのが最高裁の 立場である(最判平成12年7月11日民集54巻6号1848頁[レール・デュ・タン事件]等)。 この立場を前提とするならば、有名な商品デザインが不正に使用されたとしても混同が生じな い場合には商標権侵害が発生することはなく不競法の問題と処理されることとなり、ここに、商 標法と不競法の役割分担がなされているとの理解が成立する。前記エルメス事件の被疑侵害品 は商標権者の高級バッグとは混同が生じない可能性の高いものであったにも拘わらず裁判所は 商標権侵害を肯定したが、この判断に対しては、商標法の役割を超えているとの批判が出されて いる (大友信秀「判批」WLJ 判例コラム 29号)。 もっとも、有名な商品デザインを利用してい るが需要者の出所混同が生じない場合(例:パロディー商品)、商標法による保護を一切否定し、 不競法に委ねてよいのかは検討の余地があるように思われる。第4は機能等の特性から他者の 使用が容認される商品デザインに関する問題(テーマ)である。たとえば、物品の機能を確保 するために不可欠な形状のみからなる商品デザインは意匠登録を受けることはできない(意匠 5条3号)。このように、商品デザインの機能面に着目して権利侵害や不正競争行為の成立を否 定する考え方は不競法(3号括弧書)や商標法(4条1項18号、26条1項6号)においても共 有されている(関連する議論として、「技術的形態除外説」や「競争上似ざるを得ない形態」が ある。詳しくは、田村善之『不正競争防止法概説〔2版〕』126 頁以下等〕。商品デザインの意義 が高まるにつれ、これらの規定の趣旨やその範囲について、全体として統一的あるいは整合的な 客観的理解が、今後求められることが予想される。

2.研究の目的

商品デザインを保護する代表的な知的財産法には、意匠法、著作権法、不正競争防止法、商標法がある。本研究は、そうした個々の法律を独立して取り上げるのではなく、商品デザインの保護について知的財産法を横断的に考察するものである。具体的には、 著作権法と意匠法の棲み分けの問題、 商品デザインを商標法で保護することの問題、 規制の根拠を「混同」に求めるのか「不正使用」に求めるのかの問題、 機能等の特性から他者の使用が容認されるデザインに関する問題、というテーマを分析・検討する。その後、これら個別テーマの検討結果を総合した上で、最終的には、商品デザインについて各知的財産法が保護すべき適切な範囲と判断要素を明らかにし、知的財産法全体として理論整合的な法的保護のフレームワークの提示を目的とする。

3.研究の方法

本研究は知的財産法上の重要な複数のテーマを対象としていることから4年計画で実施するが、個別テーマ ~ を分析・検討する「第1段階」(平成28~31年度前期)と、各個別テーマから得られた成果を総合して考察する「第2段階」(平成31年度後期)から成る。考察の具体的な作業は、本研究に必要な資料の収集・整理、企業実務家や弁護士、研究者に対するヒアリング、研究会への出席等を行う「Step1」、収集・整理した資料、ヒアリングおよび研究会出席から得られた知見を分析・検討する「Step2」、および、分析・検討の結果をまとめて論文等を作成する「Step3」という流れで行う(計画全体のスケジュールは後掲「年度毎の研究計画表」参照)、問題の整理と一定の方向性が確認できた時点(具体的にはStep2)で海外調査を適宜実施する。

4.研究成果

以下に、本研究の成果を年度別に記す。

(1) 平成 28年(2016年) 度

交付申請書の「実施計画・方法」に従い、今年度は4つの具体的テーマのうち、 著作権法と意匠法の棲み分けの問題、 商品デザインを商標法で保護することの問題、に取り組んだ。そのため、必要な資料の収集・整理、企業実務家や弁護士、研究者に対するヒアリング、研究会への出席等を行い、その後、それらをまとめて論文等を執筆・公表した。本年度、研究成果として公表した論文とその内容・意義は次のとおりである。

)「周知商標をパロディ的に使用した登録の可能性」速報判例解説(別冊法学セミナー)20号 277頁:本稿はフランク三浦事件(知財高判平成28年4月12日)の判例研究である。本件ではいわゆるパロディ商標の登録可能性が、商標法4条1項10号、11号、15号、19号との関係で問題となったが、知財高裁がそのいずれにも該当しないとして登録が認められたものである。本件は、商品デザインの1つの構成要素となり得るパロディ商標の登録の是非および権利の範囲といった重要な問題と関連している。

)「展示会への出展品の形態模倣と不正競争防止法2条1項3号」L&T75号73頁:本稿はスティック形状加湿器事件(知財高判平成28年11月30日)の判例研究である。本稿では本件で争点となった不正競争防止法における「3号の保護期間の開始時期」および「保護期間の終期の起算点」の問題を中心に論じたが、商品デザインの著作権法による保護、その際に生じる意匠法との棲み分けの問題を分析・検討する際の有益な素材となるものである。

(2) 平成 29 年(2017年) 度

交付申請書の「実施計画・方法」に従い、研究を実施した。具体的には、 著作権法と意匠法の棲み分けの問題について成果の発表、 商品デザインを商標法で保護することの問題について成果の発表、および 規制の根拠を「混同」に求めるのか「不正使用に求めるのか」の問題について資料の収集・整理等である。そのため、必要な資料の収集・整理、企業実務家や弁護士、研究者に対するヒアリング、研究会への出席等を行った。本年度、研究成果として公表した論文とその内容・意義は次のとおりである。

)「リサイクル品トナーカートリッジの製造販売と品質誤認(不競法2条1項14号)および商標権侵害」速報判例解説(法学セミナー増刊)22号255頁:本稿はリサイクル品インクカートリッジ事件(大阪地判平成29年1月31日)の判例研究である。本件は商品の表示に関するものでありデザインに関する事案ではないが、不競法と商標に跨るものであり、本研究の具体的テーマと関連が深い。

)「商品展示会に出展された試験管様の加湿器に関して、「他人の商品」(不正競争防止法2条1項3号)該当性および保護期間(同法19条1項5号イ)の始期について、応用美術の著作物性について、それぞれ判断がなされた事例」判例評釈(校正中):本稿は知財高判平成28年11月30日(スティック加湿器事件)の判例評釈である。商品デザインの保護について、不競法と著作権法の両面から保護の可能性が争われた事例であり、本研究の具体的テーマーと関連が深い。

(3) 平成30年(2018年)度

本年も、交付申請書の「実施計画・方法」に従い研究を実施した。具体的には、規制の根拠を「混同」に求めるのか「不正使用」に求めるのかの問題(具体的テーマ) および、 機能等の特性から他者の使用が容認される商品デザインに関する問題(同)である。なお、実施の順序を一部変更し、具体的テーマ の機能等の特性から他者の使用が容認されるデザインに関する問題に取り組んだ。今年度、研究成果として公表した論文とその内容・意義は次のとおりである。

)「商品展示会に出展された試験管様の加湿器に関して、 「他人の商品」(不正競争防止法 2条1項3号)該当性および保護期間(同法19条1項5号イ)の始期について、 応用美術の 著作物性について、それぞれ判断がなされた事例」判例評論713号(判例時報2368号)177頁: 本稿はスティック加湿器事件控訴審(知財高判平成 28 年 11 月 30 日)の判例研究である。商品デザインの保護について、不競法と著作権法の両面から保護の可能性が争われたものであり、本研究の具体的テーマ と関連が深い。

)「書体の著作物」著作権判例百選〔第6版〕(別冊ジュリスト242号)20頁:本稿は最判平成12年9月7日(ゴナリ事件)の判例研究である。書体は応用著作物としての性格もあり、意匠法との関係についても触れた。デザインの保護について不競法と著作権法の両面から保護の可能性が争われた事例であり、本研究の具体的テーマと関連が深い。

)「組立て式棚の形態の商品等表示該当性」速報判例解説(法学セミナー増刊)24号 259頁:本稿はユニットシェルフ事件(知財高判平成30年3月29日)の判例解説である。本稿では「競争上似ざるを得ない形態」について検討をおこなっており、本研究の具体的テーマーと関連が深い。

(4) 平成31年・令和元年(2019年)度

交付申請書の「実施計画・方法」によれば、本年は、1)機能等の特性から他者の使用が容認される商品デザインに関する問題(本研究の4つの個別テーマのうちの に当たる)について成果の発表、2)個別テーマ ~ の考察結果を総合して分析・検討を行い、成果を発表する、ことになっている。昨年、 に関する判例評釈を公表したが、本年の第一の取り組みとして、さらにこの問題の分析を続けることとした。そのため、必要な資料の収集・整理、企業実務家や弁護士、研究者に対するヒアリング、研究会への出席等を行った 最終的に補助事業期間全体を通じて、本研究テーマの個別テーマのうち、上記 および、「著作権法と意匠法の棲み分けの問題」(テーマ)「商品デザインを商標法で保護することの問題」(テーマ)について論文、判例評釈等の具体的成果を公表した。テーマ の「規制の根拠を『混同』に求めるのか『不正使用』に求めるのか」については未検討であるものの、上記一連の成果から、本研究課題である商品デザインの法的保護に関する諸問題のポイントおよびその解決の方向性が一定程度、明確となったと思われる。本年度の具体的成果とその意義は次のとおりである。

)「衣装の形態における『実質的同一性』(不正競争防止法2条5項)の判断」L&T84号45頁(2019年7月):本稿は、商品デザインの具体例として衣装の形態に焦点を当て、不正競争防止法2条1項3号との関係で論じたものである。関連する過去の判決例をほぼ網羅的に分析検討し、商品デザインを本3号によって保護する際に法的評価のポイントとなる「実質的同一性」に関する諸問題を検討し、明らかにしている。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

1 . 著者名	4.巻
泉 克幸	713
2.論文標題 商品展示会に出展された試験管様の加湿器に関して、「他人の商品」(不正競争防止法2条1項3号) 該当性および保護期間(同法19条1項5号イ)の始期について、応用美術の著作物性について、それぞ れ判断がなされた事例 スティック加湿器事件	5 . 発行年 2018年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
判例評論	177~190
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1 . 著者名	4.巻
泉 克幸	242
2. 論文標題	5 . 発行年
書体の著作物性	2019年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
著作権判例百選〔第6版〕(別冊ジュリスト)	20~21
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名泉 克幸	4.巻 24
2 . 論文標題	5 . 発行年
組立て式棚の形態の商品等表示該当性(ユニットシェルフ事件)	2019年
3.雑誌名 速報判例解説(法学セミナー増刊)	6 . 最初と最後の頁 259~262
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名	4.巻
泉 克幸	22
2 . 論文標題	5 . 発行年
リサイクル品トナーカートリッジの製造販売と品質誤認	2017年
3.雑誌名 速報判例解説(法学セミナー増刊)	6 . 最初と最後の頁 255~258
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

1 . 著者名	4.巻
泉 克幸	713 (判時2368)
2.論文標題	F 発仁生
2.調义保超 スティック事件(知財高判平成28年11月30日)判批	5.発行年 2018年
スティック事件(和別向刊平成20年11月30日)刊机	2016年
3 . 雑誌名	6.最初と最後の頁
判例評論	177~190
/ JI/ JRT MIII	111 100
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1 . 著者名	4 . 巻
泉 克幸	20
AAAA ITOT	77.75
2 . 論文標題	5 . 発行年
周知商標をパロディ的に利用した商標の登録可能性	2017年
2 \$h÷+ 47	C = 77 57 o =
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
速報判例解説(別冊法学セミナー)	277 ~ 280
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	 査読の有無
19単紀冊又の001(ナンタルオンシェンド画が1十)	重読の行無 無
<i>'</i> & <i>∪</i>	////
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	二
は、ファン・これではない、人はは、ファン・これは国衆	
1 . 著者名	4.巻
泉 克幸	75
3. 76 I	
2.論文標題	5.発行年
展示会への出展品の形態模倣と不正競争防止法2条1項3号	2017年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
L&T	73 ~ 83
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	园吹井芸
	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1 英老々	1 2 2
1.著者名	4.巻
泉 克幸	45
2 . 論文標題	5.発行年
2. 調文係題 衣装の形態における「実質的同一性」(不正競争防止法2条1項5項)の判断	2019年
以农业心心心的证金,大会的证明。在1(工业优于例正位4条上块2块)处对时	2013—
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
L & T	45~55
	.5 55
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

_

6 . 研究組織

 · 1010 6 Marinay		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考